

2020年12月10日

団体年金事業部

確定給付企業年金の掛金設定の弾力化に係る省令の施行について

2020年12月9日付で「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令」が施行され、同日付で「確定給付企業年金の財政運営に係る特例的扱い等について」が厚生労働省より発出されました。本省令は、新型コロナウイルス感染症の影響によって、確定給付企業年金の財政状況や企業の経営状況の悪化が見込まれることから、掛金の引上げ猶予等の掛金設定に係る弾力化措置を行うために2020年10月21日から11月19日の期間で厚生労働省よりパブリックコメントに付されていたものです。パブリックコメントの結果については12月9日付で公表されています。

省令につきましては下記のリンク先にてご確認ください。

改正内容の概要は次ページに掲載しております。

省令の弾力化措置の適用を受ける場合の規約変更関連の情報については、別途ご案内いたします。

【ご参考】

○確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令

→<https://kanpou.npb.go.jp/20201209/20201209h00390/20201209h003900001f.html>

○確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案等に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について

→<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200259&Mode=1>

○（年金トピック第28号）確定給付企業年金の掛金設定の弾力化に係る省令案等に関する御意見募集（パブリックコメント）

→<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download.php?c=1284>

以上

- 新型コロナウイルス感染症の影響によって、確定給付企業年金の財政状況や企業の経営状況の悪化が見込まれることから、2008年の金融危機と同様の掛金設定に係る弾力化措置を行います。
- 事業主等が弾力化措置（掛金引上げ・拠出猶予の特例、償却すべき過去勤務債務の額の特例）の適用を受けようとする場合には、その特例の適用を受ける旨を規約に定める必要があります。

掛金設定に係る弾力化措置の内容

(1) 掛金引上げ・拠出猶予について

財政再計算の結果として掛金の引上げが必要となったDB、又は非継続基準の財政検証の結果として積立不足に伴う掛金(特例掛金)の追加拠出が必要となったDBで、経営状況の悪化により掛金を拠出することに支障があると見込まれる場合は、2021年4月1日から2022年3月31日までの間、掛金引上げ※1・追加拠出※2の猶予が認められます。

※1 2021年4月1日から2022年3月31日までの間、規約に定める拠出すべき掛金を「再計算前の掛金額」以上「再計算後の掛金額」以下の範囲内で設定することができます。

※2 特例掛金を拠出する事業年度の初日が2021年4月1日から2022年3月31日までの間の場合、規約に定める拠出すべき掛金を、「ゼロ」以上「(本来必要な)追加拠出額」以下の範囲内で設定することができます。

(2) 償却すべき過去勤務債務の額の特例について

2020年3月31日から2022年3月31日までの間を事業年度末とする決算において、継続基準に抵触した場合に、特別掛金を設定して解消すべき不足金(過去勤務債務)については、その額から許容繰越不足金の全部又は一部を控除することを可能とします。



※ 許容繰越不足金とは、責任準備金に対して積立不足が発生していても掛金見直しが不要とされる不足金をいい、許容繰越不足金の算定方法は次の3つの方法から選択する。

- ① 標準掛金収入現価 × 15%を上限として規約に定める率 とする方法
- ② 責任準備金 × 15%を上限として規約に定める率 とする方法
- ③ 上記①②のうち、いずれか低い額とする方法

今回の改正に係る補足事項

- 本省令は、2020年12月9日付で施行されます。
- 財政再計算により掛金が上昇した場合に、掛金引上げの猶予の対象となる掛金は、**標準掛金**、**特別掛金**、特例掛金(施行規則第47条の次回の財政再計算までに予想される積立不足の償却に充てる掛金)、**リスク対応掛金**です(改正後施行規則附則第14条)。
- **掛金引上げの猶予**(改正後施行規則附則第14条)、**非継続基準の積立不足に伴う掛金(特例掛金)の追加拋出の猶予**(改正後施行規則附則第15条)、**償却すべき過去勤務債務の額の特例**(改正後施行規則附則第16条)の適用を受ける場合は規約変更が必要となりますが、当該規約変更は、リスク対応掛金を変更する場合を除き届出扱いとなります。
- ※ 掛金引上げの猶予の適用を受けて、リスク対応掛金を変更する場合は承認(認可)扱いとなります。
- 規約変更の書類には、「確定給付企業年金の財政運営に係る特例的扱いの適用状況を示した書類」の添付が必要となります。
- ※ 実施事業所の経営状況等として、経営状況が悪化している実施事業所の収支状況(2020年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況)が、記載項目に含まれます。
- ※ 経営状況の悪化については各事業主によって様々であることから、今回の掛金引上げ猶予等の特例的扱いが認められる収支状況の基準は定めず、労使で十分議論して適用を判断するものであることを厚生労働省に確認しています。